

令和 7 年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議 第 1 回代表者会議 会議録

1 開催日時：令和 7 年 5 月 2 9 日（木） 1 3 時 3 0 分～1 5 時 0 0 分

2 開催場所：京丹後市役所大宮庁舎 4 階 第 2 ・ 3 会議室

3 出席者：中山 泰会長（京丹後市長）

松本明彦副会長（京丹後市教育委員会教育長）

佐藤 好委員（京都地方法務局京丹後支局長）

小林文彦委員（京都府京丹後警察署長）

今田幸四郎委員（京丹後市民生児童委員協議会会長）

芳賀裕治委員（京丹後人権擁護委員協議会 子ども人権委員会委員長）

大原豊淳委員（京丹後市保護司会会長）

志水丈浩委員（京丹後市市民環境部長）

中西陽一委員（京丹後市健康長寿福祉部長）

蒲田有希子委員（京丹後市こども部長）

京丹後市消防本部 総務課長 矢谷正利（代理出席）

川村義輝委員（京丹後教育委員会教育次長）

梅上美智恵委員（京丹後市園長・所長会代表）

山副雅彦委員（京丹後市立小学校長会長）

欠席者：近藤健司委員（京丹後副市長）

四方 哲委員（京都府丹後保健所所長）

市田奈津子委員（京都府福知山児童相談所所長）

上田 誠委員（北丹医師会代表）

江浪敏夫委員（京丹後市区長連絡協議会会長）

大隅信哉委員（京丹後市 P T A 協議会長）

藤原哲也委員（京丹後市立中学校長会長）

事務局：上羽正行（京丹後市教育委員会事務局学校教育課長）

小西隆士（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事）

片柳弘司（京丹後市教育委員会事務局学校教育課主幹）

平林智子（京丹後市市民環境部市民課長）

岡崎ひとみ（京丹後市市民環境部市民課主事）

4 議 事

- （１）令和６年度いじめの防止等のための取組結果
- （２）市のいじめの現状（令和６年度「京丹後市いじめ調査（年間）」の
まとめより）
- （３）令和７年度いじめの防止等のための活動計画（案）
- （４）情報共有・意見交換

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 0人

《議事経緯》

学校教育課長： 定刻となりましたので、ただいまから「京丹後市いじめ問題対策連絡会議
令和７年度第１回代表者会議」を開会させていただきます。皆様方には、ご
多忙の中、本日の会議にご出席賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます、教育委員会事務局学校教育課長の上羽と申
します。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、開会にあたりまして、中山市長より開会の挨拶を申し上げま
す。

中山会長： こんにちは。ご紹介いただきましてありがとうございます。ご挨拶を申し
上げます。

本日は本市のいじめ問題対策連絡会議ということで、お忙しい中、市内各
地関係機関の皆様には、ご出席賜りましたこと誠にありがとうございます。

また、日頃からそれぞれの分野で、いじめ問題はじめ、様々な課題にご対応くださり、本当にありがとうございます。

さて、社会全体のことからなのですが、現状、社会経済の状況、物価高騰なども収まらずに、米国の関税の問題なども加わって、この社会経済の厳しさの中、展望が描きづらいような状況があらうかと思うのですが、その中で、よく言われますように子どもの社会というのは社会の反映だというような言葉もあらうかと思います。そうした社会経済の状況が、人権の問題などに影響を及ぼすことがないように、日頃から我々あらためて配慮を尽くしていかなければならないと思いますとともに、子どもの社会の中でもそうしたことの影響が及ばないよう、注視しながらということは、あらためて自覚しながら進めていかなければならないと思っていますところでございます。

そうした中で、ここ最近の社会におけるいじめの状況については、この後報告もさせていただくわけですが、少し減ってきたり、あるいは学年によって違ったりという状況は様々です。こうした状況を早期にしっかりととらえながら、素早く対応していくということがまずもって大切かなというように思うわけでございます。

京丹後市においては令和6年度から、相談アプリをタブレットの中に導入をして、子どもたちが相談をしやすいような、何かあれば相談しやすい、そういう状況づくり、環境整備につとめてきたところでございます。そうしたことに係る状況についても、この後ご報告をさせていただくわけですが、ご報告させていただく中で、色々なご意見を賜りながら、いじめで嫌な思いをする子どもが少なくなる、あるいはそのための環境整備について前進がされますように、本日も様々なご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

学校教育課長： 中山市長ありがとうございます。本日、この大宮庁舎におきましては現在改修工事を進めているところでございまして、多少の振動や音がしておりますことをお詫び申し上げますとともに、ご理解くださいますようお願いをいたします。

なお、ご都合によりまして、丹後保健所長の四方様、北丹医師会代表の上田様、福知山児童相談所長の市田様、区長連絡協議会代表の江浪様、PTA

協議会の大隅様、市中学校長会長の藤原校長様、京丹後市におきましては近藤副市長から欠席の連絡をいただいておりますので、ご案内申し上げます。

それではここで、本日新しくご出席いただいた委員の皆様もおられますので、自己紹介をお世話になりたいと思います。委員の皆様の名簿につきましては本日の次第の裏面に掲載をさせていただいております。

なお、消防長は欠席と表記がありますが、本日は消防長代理としまして、矢谷総務課長にご出席をいただいております。

それでは、京都地方法務局京丹後支局長様から順に、所属とお名前のほうよろしく願いをいたします。

< 委 員 自 己 紹 介 >

学校教育課長： 皆様ありがとうございました。

次に、本会議の開催についてご報告申し上げます。京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱第6条第2項の規定により、本日、過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

- ・資料1 法施行を踏まえた市の取組の経過
- ・資料2 令和6年度いじめの防止等のための取組結果
- ・資料3 令和6年度「京丹後市いじめ調査（年間）」のまとめ
- ・資料4 令和7年度いじめの防止等のための活動計画（案）
- ・資料5 京丹後市いじめ防止等基本方針
- ・資料6 令和6年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議
代表者会議 会議録
- ・資料7 京丹後市いじめ問題対策連絡会議設置要綱
- ・別紙資料 京丹後市オンライン相談の状況について

以上、配布資料に漏れ等はございませんでしょうか。

続きまして、次第２の確認事項に入らせていただきます。本日、新しく代表としてご出席いただきました委員の皆様もおられますので、あらためまして「いじめ防止対策推進法の施行を踏まえた市の取組の経過」について、事務局から説明をいたします。

事務局： 次第２ 確認事項「いじめ防止対策推進法の施行を踏まえた市の取組の経過」説明

学校教育課長： ただいまの確認事項につきまして、ご質問等がありましたらお伺いします。この期間の経過ということで、ご説明をさせていただきました。

ご質問は無いようですので、議事のほうに移りたいと思います。本会議におきましては設置要綱第４条の規定に基づきまして、会長の中山市長に議事を進行していただきます。

中山市長、よろしくお願いいたします。

中山会長： それでは議事を進めさせていただきます。

議事につきましては、（１）、（２）、（３）ともに関連しますので、一括して事務局から説明を受けたいと思います。その後に議事（４）で情報共有・意見交換とありますが、この議事（４）と合わせて質疑、情報共有・意見交換を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、議事（３）については、委員の皆様のご承認を得たいと思いますので、その際お諮りをさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局： 議事（１）「令和６年度いじめの防止等のための取組結果」説明
議事（２）「市のいじめの現状」説明
議事（３）「令和７年度いじめの防止等のための活動計画（案）」
説明

中山会長： ありがとうございます。それでは、ただいま事務局からありました議事（１）、（２）、（３）の内容につきまして、（４）の情報共有・意見交換も含めて全体的にご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

私も、議長の立場ですけども、委員として参加させていただきたいと思えます。

いかがでしょうか。皮切りにさせていただきたいと思います。

１つは基本的なことで、質問なんですけども、まずいじめの認知率の概念ですよね。分子は、裏面にあるようなことについてチェックしてあれば、そのまま認知件数とすることは分かりますけど、分母は生徒の数ですか。

事務局： そうです。生徒の数が分母になります。

中山会長： ということは、３人の生徒が１個ずつした場合と、１人の人が３件の場合と同じ認知率になるということですか。

事務局： 対応としての複数回答になっていまして、その認知した件数としましては、１件というように見ておりますので、実際、対応としては１名が複数挙げているケースもございます。

中山会長： ありがとうございます。そうすると、複数挙げているケースがどれだけ増えたか減ったか、そこは何か取っておるかどうかわかりますけど、あるいは取らないなら、なぜ取らなくていいのかということですね。

事務局： はい。まだそちらのほうまでは実際には検討をすることや、実際の調査はできていませんが、今後そうしたあたりも検討させていただきたいと思っております。

中山会長： よろしくをお願いします。

それと、もう一つなんですけど、私の立場では事前にいろいろ聞かせていただきながら確認して会議に臨むんですけど、そういう意味で私の落ち度ある中での質問となって申し訳なく思うのですが、ぜひ聞きたいのが、今年度の計画に係る部分で、いじめの相談体制なのですが、フリーダイヤルを落としてしまったというのがありますね。これは、予算の話し合いの結果でそうだったのでしたか、どういう経過でしょうか。関連して言うと、落とす際の評価ですよ、なぜ落としたかといったこととの関係で、冒頭ご説明ありましたように、１件大切なお電話があつて、その対応を進めたということがあつ

たわけだと思うんですけど、この方は、オンラインではなくて電話でしたわけですよ。オンライン相談が始まる前なら分かるのですが、なぜオンラインの仕組みがあったのに電話でしたのかっていうことの検証なしにフリーダイヤルをやめてしまうと、こうした方が救われなくなってしまうと思うんですね。オンラインでは逆にしづらいんだけど電話のほうがしやすかったということでしたのであれば、そういう方々をこれから漏らすことになってしまいう懸念があると思うのですが、そこらあたりの評価も含めて、どういう経過だったかも含めてちょっと教えていただければありがたいのですが。

学校教育課長： 今、市長のほうからご質問いただいております。この1人1台タブレットへの見守り相談アプリの導入時につきましては、当初予算編成のうちに様々な検討の中で、1つには今までやっておったLINE相談というのがございましたけれども、それにつきましては、やはりスマートフォンを持っておられる方に限られてしまうということもございます。そういった面から1人1台タブレットを活用した、みんなが使えるようなアプリケーションの導入ということにした経過がございますし、それから、今、具体的に、1件の電話相談があったというようなことにつきましては、実際にそういった方々への継続的な、電話は匿名ではございませんので、対象者も絞られて対応できますことから、それは引き続き対応していくというようなことですし、電話にてお問合せ、ご相談というようなことにつきましては、京都府の設置しておりますような、相談電話ですとか、京都府警さんのほうが設置しておられますような相談電話を紹介させていただくことをお願いしたいというような中で、今までの取組を代替するに値するようなものということで、見守り相談アプリを、令和6年の9月から取組を図ってきたという経過でございます。

中山会長： 冒頭言われたのはLINEとタブレットの関係なので私が聞いたこととは関係ない話だと思うんですけど、後半に言われたことの中で、やはり実質は維持しているっていう意味として言われたのは、相談電話がかかってきても、他の機関の電話相談に回すという、そういう趣旨でお答えになったと思いますが、そういう理解でいいですか。

事務局： 少しだけ補足させてもらおうのですが、こちら電話をかけてこられた方というのが、そのお子さんの保護者さんということで、保護者さんは相談アプリを使えないので、電話で問い合わせするしかないのだろうとは思っています。今回、1人1台タブレットでの相談アプリに変わる中で、電話で相談したいことがありましたらこちらに電話してくださいということで、学校教育課の直通電話番号のほうを表示させてもらい、案内しているということはありません。

中山会長： いや、だけど、聞いているのは、その方はそのアプリを選ばずに、電話をされたわけですね。そういったケースがこれから相談から落ちるってことにならないかということなんですけど。

予算に関わる話ですか。大切だからできるだけこういうのは残したほうがいいと思うんです。ちょっとの予算なら全然問題なくて。1人救うためにやってるわけだから、効率の話じゃなくて、困っている1人をどう救えるか。その方は困っているわけだから、いろんなツールを使いにくい使いやすいというのが、あってこの方が何か知らないけど、オンラインじゃなくて、親御さんで慣れていない方がいらっしゃって電話しようって、それだったらできるっていう人がいるかも知れないという中で電話をして一応つながって救われているっていうことがあるのであれば、そういうパターンをこれからなくしていいんですかっていう。いや10人いて9人が助かれば1人はいいんですっていう、そういうふうに聞こえるんですよ。

川村教育次長： 川村です。今市長からご指摘をいただいております件につきましては、かねてから市長は本当に繰り返し、件数が少なくても、そういった相談できる電話を残していきなさいというお話もいただいております。そうした中で、昨年度、本年度の予算を編成する際に、昨年度すでに導入しておりました、この1人1台タブレットに入れた相談アプリの件もございましたし、それで誰でも相談できるという体制ができた。そして保護者等からの相談ということにつきましては、先ほど事務局から申しましたように、学校への案内につきましては専用ダイヤルとしてはなくしますけれども、学校教育課にご相談いただけるようなご案内、また全国や京都府のいじめ問題、いじめの相

談ができる無料電話がありますので、そちらもご案内をした上で廃止したという経過でございます。

中山会長： 予算がかかるんですか。

川村教育次長： 予算の多い少ないはありますが、予算はかかるということでございます。

中山会長： ちなみにどれぐらい。

事務局： 年間当たり約10万円程度です。

中山会長： 予算の議論じゃないと思いますよね。手間ですか。

事務局： 手間ではないです。

中山会長： ちょっとここは、個人的な思いをこの場でこれ以上させていただくと申し訳なく思いますので、その他いかがでしょうか。

先に話してしまったんで、ご発言しにくいような感じになってしまったかも知れません。それはお詫び申し上げたいと思います。ぜひ忌憚のないご意見をお聞かせください。

芳賀委員： 別紙資料のオンライン相談についてのところですが、時間的には一応うたってあって16時から21時、相談員は市教委の指導主事が中心に対応となっているんですけど、通常の業務を超えて、時間外には21時までかかってくると思うんですけども、そのあたりのご負担とか、されているからこそ、そういう、5ページですかね遅い時間帯でも入ってきてるという現実があるようです。また、私がちょっと理解不足か認識不足かも知りませんが、日中の時間帯にも相談が入ってくるということは、昼休みの時間帯に、たとえば子どもさんが投げかけられて、それに対して応答されているってことでしょうか。それとも、おかしい見方をしたら、学校へ行かなくて、自宅からそういうことをされているのかなと思ってみたり、そのあたりが、職員さんのご負担の面と、今言いました日中の相談の件、夜の時間帯の件について、分かりやすい説明がいただきたいです。

事務局： ありがとうございます。1点目の職員の負担というところで、確かに時間外というところで負担はかかっているんですが、臨床心理士と指導主事が合わせて6名いますので、6名で1日ごとに当番を決めて取り組んでおりますので、そこまで大きな負担ということにはならなかったかなというようには思っていますし、たくさんのご相談を子どもたちができていただい

るので、逆にありがたいなというような感覚を持って取り組ませていただいております。

それと、日中の相談に関してですが、この1人1台端末につきましては、学校に子どもたちが持って、授業中も授業において活用しているようなものになっていて、常にオンラインに入っています。なので、休み時間とかそういう時間に、たとえば何か嫌なことがあったとか、気になることがあったとかいうことをその場でリアルタイムに報告をしてくるというメリットがありましたので、そういった取組をさせてもらってますので、自宅からでしか使えないとかそういうことではなくて、ネット環境があればどこでも使えるというような感じになっています。

先ほど少し説明させてもらったんですが、日中授業時間中にやり取りが長くならないように、基本的には夕方以降、学校が終わった後にその相談に対しては、返していくというようなことで取り組ませてもらっています。

松本教育長： 学校を欠席している子からの発信もあるよね。

事務局： そのとおりです。学校を休んでいるお子さんからの、たとえば学校に行くにくいんだけどもつていうような相談も、もちろん入ってきています。

芳賀委員： 関連して、市の独自でもこういうものを設けておられるというのは非常に、ほかの窓口もある中で市単独で設けられていて、非常に私ども人権擁護委員の立ち位置としてはありがたいことだなと思っております。

あわせて、全体としては何となくなんですけども、電話相談とか、私どもこどもの人権110番で法務局に行くんですけど、相談件数自体は全体的には少なくなっているかなというふうに感じておりまして、他の窓口、例えばLINE相談とかいうのを大阪がされていて、それを京都でも広めてくださいというお話があったり、色々なところでのそういった窓口があるので相談が減ってきているのかなと思ったり、ちょっと分析までは分からないんですけども、SOSミニレターに関しては、去年はなぜかゼロでして、我々の認知がないのか、それとも、たくさん相談窓口があったので、手紙書いてまでも相談したくないと思うのか、それは分からないんですけども、非常に頭を悩ますような話題です。質問じゃなくて意見です。申し訳ありません。

中山会長： ありがとうございます。関連しまして、あるいはそのほかいかがでしょうか。

今田委員： 失礼します。民生委員の今田と言います。よろしくお願いします。

先ほどから報告を聞いていましたら非常に、子ども全体的に手厚く、しかも素早く情報が入るようなシステムになっているなというように感じて、感心して、説明やら見させていただきました。

一方で、加害者、被害者という言葉を使いますが、被害者についての関わりは非常に手厚くなっているんですけど、何らかの加害を与えた子、これについてもですが、必ず何かの理由があって、家庭的か個人的か、それはもっと聞いてみないと分からないところだと思いますけど、その部分の手立ての報告も受けたらすごくいいなというふうに思います。やはり何らかの理由をもってそういう加害を与えている可能性が非常に高いと思いますので、そちらも合わせて報告いただければありがたいなと思います。以上です。

中山会長： ありがとうございます。それに対して事務局いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思っております。

先ほど説明の中でも少しお伝えをさせていただきましたが、特別な支援を要する児童生徒の月ごとの生徒指導の事象では40パーセントとお伝えさせていただきましたが、決して支援を要する児童生徒が、そういった中で問題を起こすのだということではありません。さきほど委員様からお伝えいただいたとおり、その子自身の背景だったり何か、こちら学校側の支援だったり指導の仕方、または、家庭での状況であったり、様々な背景となり得るところの状況の中から、どうしてもその子自身がたまたま行為に至ってしまうというケースも多々ございます。そうした中で、教育相談担当者研修会の中でも、昨年度3回実施とお伝えさせていただきましたが、そのうち2回については、どのようにその子をアセスメント、いわゆるその子の背景も含めて、その子をどう見ていくのかっていうことを、先生方にも一緒に考えていただきながら、その子自身だけに課題があるのではなくて、その子自身がどう感じているのかっていうところの、その対応支援というところも必要だということをとらえさせていただいています。

そうした中で、今年度の学校教育の指導の重点の中にも大きな柱として、基盤の中には、そうした子や集団へのアセスメントをどうしていくのか。また一方で、その子が居心地のよい場所になり得る、学校や学級になるためにどういった環境づくりが必要なのか、それを可能なら学校全体で授業も含めたところで考えていくということを大切にさせていただいていますので、委員の先ほどのご意見とともに同じように、そこを重要だというようにとらえてございますので、付け加えさせていただきます。以上です。

中山会長： ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

それでは（３）の計画についてお諮りをさせていただきたいと思います。あわせてすみません、冒頭私が確認を求めた件については、ちょっと今後ご相談させていただいて、場合によっては、この計画に書かなければ何も活動できないということでもないと思いますので、計画外で何か補足した活動があるかも知れないってことはちょっと留保していただきながら、現在のこの計画の案について、お諮りをさせていただきたいと思いますが、そんなことでよろしいでしょうか。事務局含めて、申し訳ございませんが、よろしいでしょうか。

はい。それではお諮りをさせていただきます。資料４ですね、議題（３）ですね、今年度の活動計画の案につきまして、このような形で承認を得たいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

はい。ありがとうございます。ご承認いただいたものというふうに受け止めました。ありがとうございます。

委員の皆様からいただいた貴重なご意見を生かさせていただいて、７年度の取組がさらに充実推進できるように努めて参りたいというふうに思います。

最後にその他、特にご協議すべきことはございませんでしょうか。

それでは、特にないようですので、本日の議事は全て終了をいたしました。進行を事務局に返したいと思いますし、議事進行にご協力くださいましてありがとうございました。

学校教育課長： ありがとうございました。

本日ご出席いただきました、委員の皆様におかれましては、様々なご質問やご意見を賜りまして誠にありがとうございます。

それではこれより閉会に移りたいと思います。

閉会にあたりまして、松本教育長から閉会のご挨拶を申し上げます。

松本教育長： 失礼いたします。本日は本当にお忙しい中、会議ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

先ほどから様々なご意見をいただいておりますので、そうしたご意見を参考にさせていただきながら、今後より取組を進めていきたいというふうに思っています。

とくに、先ほども丁寧に説明もさせていただきました、児童生徒のタブレットに入った相談アプリですけれども、これはですね、これまで電話相談であったりとかLINE相談をしてきたんですけれども、それは登録制であったりとか、直接電話をするという、心的ハードルが非常に高いものでして、なかなかそういうところでの件数が上がってこなかったというところがあって、そういうところを救うということは大事ですけれども、なかなか相談に向かわないというところを、このアプリを入れることによって本当に多くの相談者が相談をしてきているという点においては、いじめの未然防止であったりとか初期の対応、さらにはその基盤となるような発達支持的な生徒指導という意味においては有効な手段になっていると考えておりますし、そういうご意見をいただいたというように思っています。

今後は、先ほどもありました、加害のほうの視点というところにもしっかりと目を向けながら、その子たちが再び繰り返さないための指導支援の在り方はどういうふうにしていくべきかというところも丁寧に追いながら、今後の対応を考えていきたいと思います。今後も関係機関の皆様のご指導ご支援をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

本日はどうもご苦労さまでございました。

学校教育課長： ありがとうございます。それではこれをもちまして、令和7年度京丹後市いじめ問題対策連絡会議 第1回代表者会議を閉会させていただきます。

本日はご出席いただきまして、誠にありがとうございました。